

別冊

長崎市合理化事業計画
(案)

令和 年 月 日

長崎市

目次

1	目的	P1～2
	(1) 趣旨	
	(2) 将来的に目指す姿	
	(3) 本計画の策定方針	
2	本市の状況（令和7年12月31日現在）	P2
3	一般廃棄物処理業等の沿革及び現在の状況	P2～3
4	下水道整備等の見通し	P3
5	し尿等の要処理量の見通し	P3
6	し尿等の処理体制の水準	P3
7	し尿等収集運搬業の経営の見通し	P4
8	合理化事業の内容	P4～7
	(1) 目標	
	(2) 対象	
	(3) 実施期間	
	(4) 実施方法	
9	旧長崎市地区の基本方針	P7
10	し尿処理手数料の見直し	P7
11	本計画の見直し等	P7
別表 1-1、1-2	し尿等収集運搬業委託及び許可業者名簿	P8～9
別表 2-1、2-2	し尿等収集量の見通し	P10～11
別表 3-1、3-2	し尿等処理体制の水準及び見通し	P12～13
添付資料 1	長崎市の将来的な区域の整理（し尿）	P14
添付資料 2	前回計画策定時の転廃交付金の交付内容	P15
添付資料 3	減車支援額等算定根拠	P16～21

1 目的

(1) 趣旨

本市のし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の収集業者は、下水道整備に伴うし尿等収集世帯の減少及び散在化等により大きな影響を受けている。

平成22年度に長崎市合理化事業計画を策定し旧長崎市地区の2業者を対象に廃業の支援を行ったが、野母崎地区、三和地区、香焼地区、外海本土地区、琴海地区、高島地区、伊王島地区及び池島地区（以下「旧合併町地区」という。）の業者については、し尿汲取り料金が長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（以下「条例」という。）に規定する上限額に達していないことから、支援は見送った。その後、前計画策定から一定期間が経過し、旧合併町地区においては、し尿汲取り料金の増額改定を行ってきたが、し尿の収集量はさらに減少の一途をたどり各業者に対する喫緊の支援策が求められている状況である。

このようなことから、本計画は、旧合併町地区の8業者への支援策に主眼を置き、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」（以下「合特法」という。）に基づき、将来にわたり、本市におけるし尿等の適正な収集運搬体制を確保するため、し尿等収集業者の円滑な事業転換及び業務安定化を図ることを目的として策定する。

(2) 将来的に目指す姿

ア し尿収集量が減少していく状況において、市民の生活の基盤となるし尿等収集運搬業務の安定的かつ効率的な実施を図るため、業者における組織的・財政的に安定した体制が確立されている。

イ 将来的な本市の人口減少に対応するため、委託料、補助金等の公費負担の総額が最小となるようなし尿等の収集運搬体制が確立されている。

ウ 市民の安全、安心な暮らしを守るために、自然災害発生時等の緊急的な対応を想定した収集車両の配置等、必要な体制が維持されている。

(3) 本計画の策定方針

ア 組織的・財政的に安定した体制をとり、かつ委託料、補助金等の公費負担の総額が最小となるようなし尿等収集運搬体制を目指す。

イ 中期的なビジョンとして、旧合併町地区を北部と南部とし、旧長崎市地区地区を中部とし、市内を3地区に分けて地区ごとに適正な体制を目指す。特に、し尿収集運搬に係る業務量が1台未満の業者については、転廃業又は統廃合の措置を推進する。

ウ 業者が転廃業する場合、転廃業の効果を減少させないことや、移管による将来の公費負担等を考慮し、原則として移管先のし尿等収集業者における許可対象車両は増車しない。

2 本市の状況（令和7年12月31日現在）

人 口 385,553人
世帯数 205,257世帯
面 積 405.86 km²
地 勢

本市は、西側、南側、東側で海に面し、五島灘、橘湾、大村湾が広がっている。また、市域の背骨を通るように山稜が位置し、標高590mの八郎岳を最高点とする300から400m級の山々が連なり、リアス式の長く複雑な海岸線とあいまって「海と緑」を身近に感じられる豊かな自然に恵まれている。

長崎港内部の造成地とそこに注ぐ中島川周辺や、浦上川沿いの南北に細かく連なる比較的平坦な地域には、商業・業務機能が集積しており、平坦地が少ないため、長崎港に面し山腹を這い上がるように形成された斜面市街地とあいまって独特な都市景観を創りだしているが、このことは、本市の廃棄物行政を遂行するにあたり種々の制約となっている。

3 一般廃棄物処理業等の沿革及び現在の状況

本市のし尿収集運搬業務は、昭和30年代まで、一部直営収集地区を除き、市内の許可業者25業者が、地区の制限なく、各家庭からの申込みに応じて臨機に収集する、いわゆる自由汲取りを行っていたが、し尿収集に係る責任が不明確で、高台等の収集困難地区においては、し尿収集が円滑に行われず、また一部の業者においては条例で定める額を超える水増し請求を行うなどの実態があり、市民生活に支障をきたす状況にあった。

このような状況の中、これらへの抜本的対策を講じるため、昭和39年2月、廃業する6業者を除く許可業者19業者を統合し、併せて本市としても経営に参画し、指導・監督していく必要性から資本金の3分の1を出資した中で、(株)長崎衛生公社が設立され、その後、この(株)長崎衛生公社並び

に平成9年に許可業者となった民間3業者によって、し尿収集運搬業務が行われていた。

その後、平成の大合併により、平成17年1月に、香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町、三和町と、平成18年1月に琴海町と合併したことにより、許可業者である民間9業者が増え、(株)長崎衛生公社と許可業者である民間12業者の計13業者により行われていた。

旧長崎市地区においては、(株)長崎衛生公社と許可業者である民間3業者により計画収集を行っていたが、平成23年度を起点として策定した長崎市合理化事業計画により、そのうちの民間2業者が廃業となった。平成24年度には(株)長崎衛生公社が(一財)クリーンながさきとなったことで、現在は2業者による計画収集を行っている。

また、旧合併町地区においては、現在は、高島地区、伊王島地区及び池島地区の3地区のし尿収集運搬業務は委託により、その他の地区のし尿収集運搬及びすべての地区の浄化槽汚泥収集運搬については許可業者である民間8業者により随時汲取りを中心とした収集を実施している。

なお、令和6年度の本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集量は、旧長崎市地区で13,431k1、旧合併町地区で8,783k1であり、別表1-1及び1-2の業者が収集運搬を行っている。

4 下水道整備等の見通し

本市の公共下水道普及率は、令和6年度末現在、旧長崎市地区で96.9%、旧合併町地区で68.5%であり、別表2-1及び2-2のとおり推移する見通しである。

5 し尿等の要処理量の見通し

本市の下水道普及率の伸び等に伴い、し尿等の要処理量は、別表2-1及び2-2のとおり減少すると予測される。

6 し尿等の処理体制の水準

本市の年度別のし尿等の要処理量は、別表2-1及び2-2のとおり推移し、それに伴い、別表3-1及び3-2のとおりし尿等の処理体制の推移が見込まれる。

7 し尿等収集運搬業の経営の見通し

本市におけるし尿収集運搬業務は、委託制及び許可制を併用し、また、浄化槽汚泥収集運搬業務は、許可制により行われており、下水道普及率の伸び等により、別表3-1及び3-2のとおり影響を受けると見込まれる。

8 合理化事業の内容

(1) 目標

ア 旧合併町地区のうち、外海本土地区、琴海地区及び池島地区を北部地区とし、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区及び高島地区を南部地区とし、令和17年度末までにし尿収集運搬に係る許可を長崎市環境整備事業協同組合（以下「環整協」という。）に統合することにより、一定のし尿収集量を確保することで、し尿収集量が必要車両台数1台未満の地区を解消する。併せて、浄化槽汚泥収集運搬に係る許可の区域を外海本土地区、琴海地区及び池島地区を北部地区とし、野母崎地区、三和地区、香焼地区、伊王島地区及び高島地区を南部地区とする。

イ 本市におけるし尿等収集業者のうち、北部・南部地区（旧合併町地区）のし尿等収集業者が保有するし尿等の収集に係る許可車両19台（平成18年1月時点）について、令和17年度末までに8台にする。

(2) 対象

別表1-2に示すし尿等収集業者を対象とする。

(3) 実施期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

(4) 実施方法

本市は、次の事業の転換のための支援及び業務安定化のための措置等を実施する。

ア 事業の転換のための支援（業務支援）

環整協に対して、次の(ア)～(ケ)に掲げる業務を、当該業務に必要な知識、技術、経験等に留意しつつ、転換先の業務として活用し、平成17年及び18年の合併時点からの減車台数（本計画策定前に各業者が実施した減車分を除く。）に応じた営業利益相当分の代替業務を令和17年度まで提供し、事業の転換のための支援を行う。

なお、本計画の実施期間中に提供した代替業務が営業利益相当分に達しなかった場合は、代替業務の提供を延長する。

また、合併時点からこれまでの間に減車を行った業者に対して、令和8年度から令和12年度までの5年間に限り、現在、合特法の趣旨に基づいてそれぞれの業者に提供している業務を、代替業務として引き続き提供する。なお、当該期間中に当該業務が減少する業者に対しては、(ケ)に掲げる業務を必要に応じ、令和17年度まで提供する。

ただし、計画の実施期間中に提供した代替業務が営業利益相当分に達した場合は、当該年度をもって提供を終了する。

- (ア) 下水道処理施設の運転管理業務
- (イ) 下水道処理施設の汚泥等運搬業務
- (ロ) マンホールポンプ設備の保守点検業務
- (エ) 粗大ごみ収集運搬業務
- (オ) リユース業務
- (カ) ふれあい訪問収集業務（直営地区を除く。）
- (キ) し尿処理施設の脱水ケーキ等運搬業務
- (ク) し尿処理施設の沈砂運搬業務
- (ケ) 西工場灰運搬業務

イ 転廃交付金の交付

転廃業に際しては、平成元年7月25日環衛第103号厚生省水道環境部環境整備課長通知の計算式等により算出した減価補てん金と転廃業助成金の合計額である転廃交付金を交付する。

・減価補てん金

廃棄する車両の減価を補てんするために、償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額

・転廃業助成金

し尿等収集業者の転廃業を助成するために交付する金額

転廃業助成金は、廃棄する車両が予定耐用年数以内の場合は、下記(ア)の計算式とし、予定耐用年数を経過した車両の場合には、(イ)の計算式とするが、本計画においては、予定耐用年数を過ぎた車両のみ対象になるため、(イ)の計算式 $P \times d$ となる。

(ア) 予定耐用年数以内の場合

a 償却方法として定額法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P \times N_2}{0.9 \times N_1 + 0.1 \times N_2} \times C$$

b 償却方法として定率法を選定している場合

$$\text{転廃業助成金} = \frac{P}{(1-k)^{N_2-N_1}} \times C$$

(イ) 予定耐用年数を過ぎている場合

$$\text{転廃業助成金} = P \times d$$

P : 減価補てん金

N_1 : 残耐用年数

N_2 : 予定耐用年数

K : 償却率

C : 市町村が定める係数 別に定める

d : 市町村が定める係数 別に定める

ウ 業務安定化のための措置

北部・南部地区（旧合併町地区）について、令和11年度からを目標に、し尿収集運搬業務を環整協に委託する。

9 旧長崎市地区の基本方針

地理的特性により自然災害発生時等の緊急的な対応を想定し、東長崎地区の収集車両の配置を考慮したし尿等の許可のあり方を検討し、将来的にし尿の収集量が必要車両台数1台未満の地区の解消を図る。

旧長崎市地区のし尿等収集業者のうち、(一財)クリーンながさきについては、別途、経営改革を進めているが、収集箇所の散在化や車両が進入できない斜面地が多いなどこれ以上の効率化が困難な状況となることを見込まれることから、安定的な収集体制確保のため、し尿収集運搬業務の完全委託化を検討する。

10 し尿処理手数料の見直し

安定的なし尿等収集運搬体制を確保するため、受益者負担割合や近年高騰している処理原価等を考慮して、旧合併町地区の全地区で委託を開始するまでに、し尿処理手数料の改定を行うことで、現在生じている旧長崎市地区と旧合併町地区との間の市民負担の差の解消を図る。

11 本計画の見直し等

本計画の策定後5年を経過したとき及び転廃業が行われるときは、本計画に基づく合理化の進捗状況や本市全体におけるし尿等収集を取り巻く情勢の変化、影響等を勘案し、内容について検討を行い、必要があると認める場合、その結果に基づいて本計画の見直しを行う。

(別表 1 - 1)

し尿等収集運搬業委託及び許可業者名簿 (旧長崎市地区)

令和 8 年 1 月 1 日現在

業者名	代表者名	住所・電話番号	収集 車両 台数	保有車両台数					
				2t	3t	4t	8t	10t	計
(一財)クリーンな がさき	理事長 川崎 昌三	長崎市茂里町 2 番 2 号 095-844-4111	18	15	-	3	6	-	27
(有)川徳	代表取締役 下釜 敏和	長崎市田中町 280 番地 1 095-838-2065	6	3	-	3	-	1	7
合計	2 業者		24	21	0	6	6	1	34

※ 1 各業者の収集車両台数は許可を受け収集に使用している台数を示し、保有車両台数は予備車両を含め各業者が実際に保有する台数を示す。

※ 2 (有)川徳はし尿の収集運搬のみ。

(別表 1—2)

し尿等収集運搬業委託及び許可業者名簿 (旧合併町地区)

令和 8 年 1 月 1 日現在

業者名	代表者名	住所・電話番号	収集 車両 台数	保有車両台数					
				2t	3t	4t	8t	10t	計
(有)野母崎清掃社	代表取締役 向井 秀樹	長崎市高浜町 3265 番地 36 095-894-2041	2	1	1	-	-	1	3
(有)三和清掃社	代表取締役 大野 保	長崎市為石町 1669 番地 095-892-2866	3	-	3	-	-	1	4
(有)マルモ産業	代表取締役 森保 信吾	長崎市深堀町 5 丁目 198 番地 1 095-871-5395	1	-	1	-	-	-	1
(株)エコシス	代表取締役 富吉 聰一郎	佐世保市日野町 761 番地 1 0956-28-1511	2	2	-	6	-	1	9
琴海清掃(有)	代表取締役 濱本 泰	長崎市長浦町 1100 番地 095-885-2504	3	1	1	1	-	1	4
(有)ヤマシタ清掃	代表取締役 山下 研吾	長崎市琴海戸根町 3101 番地 13 095-884-2050	2	-	1	1	-	-	2
(有)福島清掃	代表取締役 福島 匠	長崎市小江原 4 丁目 22 番 5 号 095-848-9645	1	-	2	-	-	-	2
九州ビルテックス(株)	代表取締役 太田 誠一郎	長崎市鳴見町 87 番地 095-850-4116	1	-	-	1	-	1	2
合計	8 業者		15	4	9	9	0	5	27

※ 1 各業者の収集車両台数は許可を受け収集に使用している台数を示し、保有車両台数は予備車両を含め各業者が実際に保有する台数を示す。

※ 2 (株)エコシスは他市で使用する車両も保有しているため、保有車両台数は本市で使用している台数のみを示す。

※ 3 (有)福島清掃の収集車両台数は伊王島地区に係る台数のみを示す。

(別表 2 - 1)

し尿等要処理量の見通し (旧長崎市地区)

	実績	推計											
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	
①行政区域内人口 (人)	358,512	354,911	351,307	347,707	344,105	340,502	336,902	333,171	329,439	325,708	321,977	318,247	
②下水道普及率 (%)	96.9%	97.1%	97.2%	97.3%	97.6%	97.7%	97.8%	97.9%	98.0%	98.1%	98.1%	98.2%	
③下水道普及人口 (人)	347,488	344,529	341,544	338,490	335,732	332,568	329,350	326,079	322,753	319,373	315,940	312,544	
④下水道水洗化率 (%)	97.9%	97.8%	97.8%	97.8%	97.7%	97.7%	97.7%	97.7%	97.6%	97.6%	97.7%	97.7%	
⑤下水道水洗化人口 (人)	340,093	337,081	334,042	330,985	327,907	324,807	321,691	318,429	315,151	311,855	308,542	305,215	
⑥処理区域外人口 (人)	11,024	10,382	9,763	9,217	8,373	7,934	7,552	7,092	6,686	6,335	6,037	5,703	
し尿等要処理人口 (人)	⑦浄化槽	4,688	4,686	4,684	4,682	4,678	4,673	4,668	4,661	4,652	4,643	4,634	4,623
	⑧農業集落排水	272	263	255	246	237	229	221	214	206	199	192	186
	⑨し尿処理	12,615	12,073	11,553	11,054	10,575	10,115	9,674	9,247	8,838	8,445	8,068	7,706
⑩し尿要処理量 (k1)	9,669	9,254	8,855	8,473	8,106	7,753	7,415	7,088	6,774	6,473	6,184	5,907	
⑪浄化槽汚泥要処理量(k1)	4,067	4,035	4,003	3,972	3,941	3,910	3,880	3,851	3,819	3,790	3,761	3,752	

※ 各年度とも3月31日現在

①行政区域内人口については、令和4年度実績をもとに生活排水処理基本計画にて推計

②下水道普及率=③下水道普及人口÷①行政区域内人口×100

④下水道水洗化率=⑤下水道水洗化人口÷③下水道普及人口×100

⑥処理区域外人口=①行政区域内人口-③下水道普及人口

⑩し尿要処理量=⑨し尿処理人口×し尿排出量原単位[ℓ/人・日]×365

⑪浄化槽汚泥要処理量=⑦浄化槽汚泥要処理人口×浄化槽汚泥排出原単位[ℓ/人・日]×365

(浄化槽汚泥要処理量については集落排水汚泥処理量を除く。)

(別表 2 - 2)

し尿等要処理量の見通し (旧合併町地区)

	実績	推計											
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度	令和 17年度	
①行政区域内人口 (人)	32,381	32,055	31,732	31,405	31,080	30,756	30,429	30,092	29,756	29,419	29,082	28,744	
②下水道普及率 (%)	68.6%	68.7%	68.8%	70.6%	75.3%	75.3%	75.3%	81.8%	81.8%	82.9%	82.8%	82.8%	
③下水道普及人口 (人)	22,225	22,035	21,845	22,168	23,398	23,156	22,911	24,615	24,340	24,387	24,092	23,801	
④下水道水洗化率 (%)	90.6%	90.7%	90.7%	88.6%	83.2%	83.3%	83.4%	76.9%	77.0%	76.1%	76.2%	76.3%	
⑤下水道水洗化人口 (人)	20,146	19,981	19,819	19,645	19,472	19,299	19,118	18,932	18,743	18,550	18,358	18,163	
⑥処理区域外人口 (人)	10,156	100,20	9,887	9,237	7,682	7,600	7,518	5,477	5,416	5,032	4,990	4,943	
し尿等要処理人口 (人)	⑦浄化槽	3,214	3,170	3,130	3,092	3,061	3,028	2,995	2,966	2,936	2,907	2,877	2,822
	⑧農業集落排水	5,530	5,487	5,442	5,397	5,349	5,303	5,254	5,205	5,152	5,100	5,049	4,939
	⑨し尿処理	3,524	3,447	3,374	3,302	3,231	3,161	3,094	3,029	2,963	2,900	2,839	2,722
⑩し尿要処理量 (k1)	3,365	3,227	3,136	3,051	2,965	2,881	2,804	2,729	2,651	2,581	2,513	2,382	
⑪浄化槽汚泥要処理量(k1)	4,363	4,241	4,177	4,113	4,075	4,019	3,966	3,931	3,880	3,847	3,812	3,727	

※ 各年度とも3月31日現在

①行政区域内人口については、令和4年度実績をもとに生活排水処理基本計画にて推計

②下水道普及率=③下水道普及人口÷①行政区域内人口×100

④下水道水洗化率=⑤下水道水洗化人口÷③下水道普及人口×100

⑥処理区域外人口=①行政区域内人口-③下水道普及人口

⑩し尿要処理量=⑨し尿処理人口×し尿排出量原単位[ℓ/人・日]×365

⑪浄化槽汚泥要処理量=⑦浄化槽汚泥要処理人口×浄化槽汚泥排出原単位[ℓ/人・日]×365

(浄化槽汚泥要処理量については集落排水汚泥処理量を除く。)

(別表 3 - 1)

し尿等処理体制の水準及び見通し (旧長崎市地区)

年 度	平成 22 年度	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 8 年度	令和 13 年度	令和 18 年度
①年間し尿要処理量(kl)	30,860	15,506	10,908	8,855	7,088	5,638
②年間浄化槽汚泥要処理量(kl)	6,613	5,082	4,001	4,003	3,851	3,700
③年間合計要処理量(kl)	37,473	20,588	14,909	12,858	10,939	9,338
④1台当たりの年間処理量(kl)	1,041	763	746	756	781	778
⑤要処理車両台数(台)	36	27	20	17	14	12
⑥要減車車両台数(台)	-	9	7	3	3	2
⑦減車計画台数(台)	-	-	-	-	-	-
⑧合計許可車両台数(台)	50 (42)	41 (34)	38 (31)	30 (23)	28 (22)	28 (22)

①年間し尿要処理量＝実績及び別表 2 - 1 「し尿等要処理量の見通し (旧長崎市地区)」による。

②年間浄化槽汚泥要処理量＝実績及び別表 2 - 1 「し尿等要処理量の見通し (旧長崎市地区)」による。

③年間合計要処理量＝①年間し尿要処理量＋②年間浄化槽汚泥要処理量

④1台あたりの年間処理量＝③年間合計要処理量÷⑤要処理車両台数

⑤要処理車両台数＝各業者の収集区域の地域性や収集実態を踏まえて地区ごとに確定した合計台数

⑥要減車車両台数＝前年度要処理車両台数－一次年度要処理車両台数

⑧合計許可車両台数＝本市が廃棄物処理法に基づき一般廃棄物収集運搬業として許可している台数。カッコ書きは収集車両台数 (内数)。

(別表 3 - 2)

し尿等処理体制の水準及び見通し (旧合併町地区)

年 度	平成 22 年度	平成 28 年度	令和 3 年度	令和 8 年度	令和 13 年度	令和 18 年度
①年間し尿要処理量(kl)	10,122	4,699	3,559	3,051	2,651	2,316
②年間浄化槽汚泥要処理量(kl)	5,441	4,812	4,297	4,113	3,880	3,697
③年間合計要処理量(kl)	15,563	9,511	7,856	7,164	6,531	6,013
④1台当たりの年間処理量(kl)	908	933	873	796	816	752
⑤要処理車両台数(台)	19	12	9	9	8	8
⑥要減車車両台数(台)	-	7	3	0	1	0
⑦減車計画台数(台)	-	-	-	-	-	7
⑧合計許可車両台数(台)	31 (18)	29 (16)	27 (15)	27 (15)	27 (15)	20 (8)

①年間し尿要処理量＝実績及び別表 2 - 2 「し尿等要処理量の見通し (旧合併町地区)」による。

②年間浄化槽汚泥要処理量＝実績及び別表 2 - 2 「し尿等要処理量の見通し (旧合併町地区)」による。

③年間合計要処理量＝①年間し尿要処理量＋②年間浄化槽汚泥要処理量

④1台あたりの年間処理量＝③年間合計要処理量÷⑤要処理車両台数

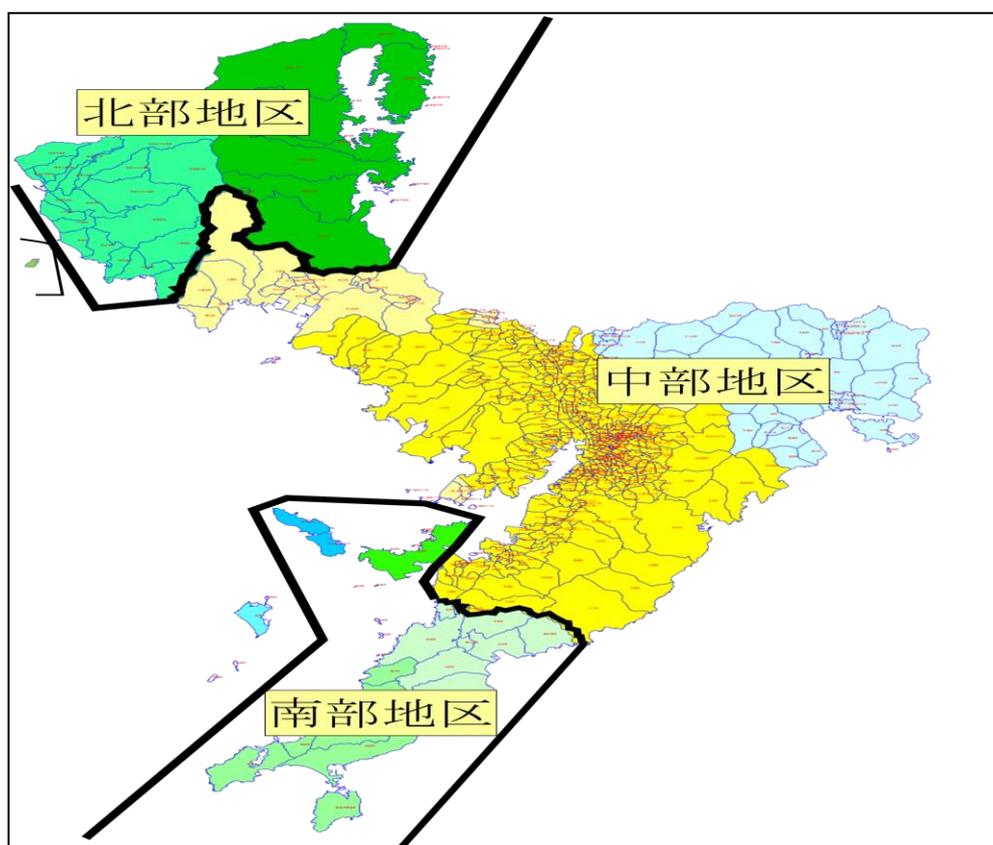
⑤要処理車両台数＝各業者の収集区域の地域性や収集実態を踏まえて地区ごとに確定した合計台数 (高島地区及び池島地区に係る台数を除く)

⑥要減車車両台数＝前年度要処理車両台数－一次年度要処理車両台数

⑧合計許可車両台数＝本市が廃棄物処理法に基づき一般廃棄物収集運搬業として許可している台数。カッコ書きは収集車両台数 ((株)エコシスは他市で使用する車両も保有しているため、本市で使用している台数のみ) (内数)

添付資料 1 長崎市の将来的な区域の整理（し尿）

現在の収集業者	現在の収集地区	統合後の収集地区	統合後の収集業者
(一財) クリーンながさき	東長崎、三川、川平地区 を除く旧長崎市地区地区	中部地区	(一財) クリーンながさき・(有)川徳
(有)川徳	東長崎、三川、川平地区		
(有)野母崎清掃社	野母崎地区	南部地区	環整協
(有)三和清掃社	三和地区		
(有)マルモ産業	香焼地区		
(有)福島清掃	伊王島地区、高島地区	北部地区	
(株)エコシス	外海本土地区		
琴海清掃(有)	琴海地区		
(有)ヤマシタ清掃			
九州ビルテックス(株)	池島地区		



添付資料 2 前回計画策定時の転廃交付金の交付内容

廃業する各業者に対し、次のとおり転廃交付金を交付した。

実施 年度	対象 業者	転廃交付金 (円)						
		①減価補てん金				②転廃業助 成金	計(①+②)	
		対象車両台 数 (台)		減価補てん金内訳 (円)				
H23	A 業者	※770,000	2 t	1	318,750		29,200,000	29,970,000
			4 t	1	450,000			
	B 業者	※770,000	2 t	1	318,750		29,200,000	29,970,000
			4 t	1	450,000			
	合計	1,540,000		4	1,540,000		58,400,000	59,940,000

※金額は1万円未満を四捨五入する。

添付資料 3 減車支援額等算定根拠

1 1台当たりの減車支援額

(1) 概要

合理化事業計画に基づく減車に伴い、し尿等収集業者の事業転換のための支援策として代替業務を提供することとする。

1台あたりの減車支援額は、1台あたりのし尿等収集に係る車両の平均売上高とする。

なお、計画に定める提供期間内であっても、代替業務の利益相当額（契約額の8%）が減車支援額に達した時点又は旧合併町地区のし尿収集量が必要車両台数1台未満になった時点をもって終了することとする。

(2) 算定式

業務支援の対象となる環整協の1台当たりの平均売上高を算定することが困難であるため、2t車1台のし尿収集に係る委託経費（2tバキューム車1台、運転手兼作業員1名、作業員1名）を平均売上高と認定する。

（委託経費）20,779,000円

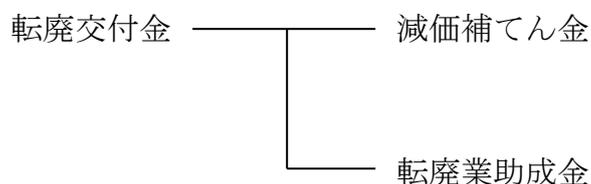
「長崎市業務委託積算基準」による算定

1台あたりの減車支援額=20,779,000円

2 転廃交付金

(1) 概要

合理化事業計画に基づき、転廃業の措置を講じることとなったし尿等収集業者に対して交付する転廃交付金は、下図のように区分する。



減価補てん金と転廃業助成金からなる転廃交付金は、平成元年7月25日衛環第103号厚生省水道環境部環境整備課長通知に示される次の計算式により算定する。

減価補てん金…廃棄する車両の減価を補てんするために、償却後の取得価額又は帳簿価額を基準として交付する金額

転廃業助成金…し尿等収集業者の転廃業を助成するために交付する金額
減価補てん金 × 市町村の定める係数

なお、転廃交付金の交付金額については、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日国土交通省訓令第76号。以下「補償基準」という。）及びその運用方針の考え方に準じて算定する。

(2) 算定式

転廃交付金については、補償基準を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。補償基準第47条（営業廃止の補償）に基づき、適用する項目等は次に示すとおりとする。

適用する項目等

	補償項目	補償内容	基本的な積算方法
減価補てん金	① 車両補償	廃車することとなる車両の補償	車両の取得価格/耐用年数 ×残存年数 または 車両の取得価額×5%
転廃業助成金	② 営業権補償	し尿及び浄化槽汚泥処理業の権利等に対する対価の補償	平均売上高×利益率÷年利率
	③ 転業補償	転業に通常必要とする期間中の収益相当額の補償	平均売上高×利益率×2年
	④ 離職者補償	解雇する従業員に対する補償	賃金日額×補償日数－雇用保険相当額

① 車両補償

車両補償は、次の式によって求める。

$$\text{車両補償額} = \text{車両取得価格} / \text{耐用年数} \times \text{残存年数}$$

また、耐用年数を過ぎた車両の場合、帳簿価額は車両取得価額の5%とみなし、これを車両補償額とする。

$$\text{車両補償額} = \text{車両の取得価額} \times 5\%$$

この場合において、車両補償額算出に用いる車両取得価額は、バキューム車の新車価額を用いる。

なお、各車両取得価額は、特装車メーカーの見積額をもとに値引率25%として算出する。

したがって、耐用年数を過ぎた車両1台分の車両補償額は、次のとおりとする。

(2 t バキューム車)

$$12,000,000 \text{ 円} \times 75\% \times 5\% = 450,000 \text{ 円}$$

(3 t バキューム車)

$$13,500,000 \text{ 円} \times 75\% \times 5\% = 506,250 \text{ 円}$$

(4 t バキューム車)

$$15,000,000 \text{ 円} \times 75\% \times 5\% = 562,500 \text{ 円}$$

(8 t バキューム車)

$$26,000,000 \text{ 円} \times 75\% \times 5\% = 975,000 \text{ 円}$$

(10 t バキューム車)

$$32,000,000 \text{ 円} \times 75\% \times 5\% = 1,200,000 \text{ 円}$$

② 営業権補償

営業権補償は、次の式によって求める。

$$\text{営業権補償} = \text{平均売上高} \times \text{利益率} \div \text{年利率}$$

(平均売上高) 廃業する業者の転廃業時点、直近過去3か年のし尿部門及び浄化槽部門の平均売上高の合計により算定する。

(利益率) 8% 本市におけるし尿及びごみ収集運搬業務委託の事業主利益率

(年利率) 8% 補償基準取扱要領第21条第2号

ただし、し尿部門の平均売上高の算定の特例として、廃業する業者の売上高が本市において積算したし尿収集に係る標準委託経費（収集用2tバキューム車1台2名、運搬用4tバキューム車1台0名、事務員1名）を下回っており、実質的に赤字経営であると認められる場合は、各許可地区における下水道工事の進捗状況が売上高に大きく影響しており、業者ごとに平均売上高を算定すると算定額の不均衡が生じることから、標準委託経費を平均売上高と認定する。

(委託経費) 30,811,000円

「長崎市業務委託積算基準」による算定

特例による場合のし尿部門の平均売上高=30,811,000円

③ 転業補償

転業補償は、次の式によって求める。

$$\text{転業補償} = \text{平均売上高} \times \text{利益率} \times \text{転業に通常必要とする期間}$$

(平均売上高) 廃業する業者の転廃業時点、直近過去3か年のし尿部門及び浄化槽部門の平均売上高の合計により算定する。

(利益率) 8% 営業権補償に記載のとおり

(転業に通常必要とする期間) 2年 補償基準運用方針第32第6項

なお、し尿部門の平均売上高の算定の特例として、営業権補償と同様の措置を講じる。

特例による場合のし尿部門の平均売上高=30,811,000円

④ 離職者補償

離職者補償は、次の式によって求める。

$$\begin{aligned} \text{離職者補償} &= \text{賃金日額} \times \text{補償日数} - \text{失業保険金相当額} \\ &= (\text{賃金日額} \times 240 \text{ 日}) - (\text{雇用保険日額} \times 150 \text{ 日}) \end{aligned}$$

作業員

$$\begin{aligned} &[(17,920 \text{ 円} \times 240 \text{ 日}) - (8,960 \text{ 円} \times 150 \text{ 日})] \times 2 \text{ 人} \\ &= (4,300,800 \text{ 円} - 1,344,000 \text{ 円}) \times 2 \text{ 人} = 5,913,600 \text{ 円} \textcircled{1} \end{aligned}$$

事務員

$$\begin{aligned} &[(8,960 \text{ 円} \times 240 \text{ 日}) - (4,480 \text{ 円} \times 150 \text{ 日})] \times 1 \text{ 人} \\ &= (2,150,400 \text{ 円} - 672,000 \text{ 円}) \times 1 \text{ 人} = 1,478,400 \text{ 円} \textcircled{2} \end{aligned}$$

$$\text{離職者補償額} = \textcircled{1} + \textcircled{2} = 5,913,600 \text{ 円} + 1,478,400 \text{ 円} = 7,392,000 \text{ 円}$$

人員数：収集用 2 t バキューム車 1 台 2 名、運搬用 4 t バキューム車 1 台 0 名、事務員 1 名とする。

作業員単価：22,400 円 R7.4 長崎県基本単価一覧表の運転手（一般）単価による。

事務員単価：作業員単価の半額 11,200 円とする。

賃金日額：補償基準の運用方針第 5 4 第 2 項の規定により、単価の 80/100 とする。

$$\text{作業員 } 22,400 \text{ 円} \times 80/100 = 17,920 \text{ 円}$$

$$\text{事務員 } 11,200 \text{ 円} \times 80/100 = 8,960 \text{ 円}$$

補償日数：補償基準の運用方針第 5 4 第 2 項に規定する期間は、1 年以内のため、令和 8 年度のクリーンセンター搬入可能日数の 240 日とする。

雇用保険日額：雇用保険法第 1 6 条により、賃金日額の 50/100 とする。

$$\text{作業員 } 17,920 \text{ 円} \times 50/100 = 8,960 \text{ 円}$$

$$\text{事務員 } 8,960 \text{ 円} \times 50/100 = 4,480 \text{ 円}$$

雇用保険の所定給付日数：直近 3 か年の所定給付日数の加重平均値の近似値である 150 日とする。